

## 第31回世田谷区農業委員会総会

日：令和8年2月27日（金）

場所：三軒茶屋しゃれなあとホール スワン・ビーナス

## 第31回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和8年2月27日（金）午後4時から

開催場所：三軒茶屋しゃれなあどホール スワン・ビーナス

出席の委員：会長 宍戸幸男、会長職務代理者 浦野美枝子、植松智、矢藤茂、井出孝行、  
苅部嘉也、後藤宏、高橋哲也、清水希悦、吉村喜代隆、細井誠一、長島丈、  
高橋拓司、森安一、本橋延隆、池田鏡一、高橋弘行、中塚さちよ、真鍋よし  
ゆき、阿久津皇

欠席の委員：高橋拓司

出席の職員：事務長 梅原文 事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 下田亮太、  
主事 鎌田瑞生、主事 藤田遼二  
都市計画課長 一坪博、都市計画担当係長 柿澤顕司、都市計画課主任 斎  
藤なつみ  
公園整備利活用推進課長 津田智匡、公園整備利活用推進課担当係長 渡邊  
達

## 会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
    - ・農地法第3条について 【該当無し】
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
    - ・農地法第4条について
    - ・農地法第5条について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について
    - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
    - ・特定農地貸付法に基づく承認申請について
    - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について
5. 協議事項
  - (1) 生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて（依頼）
  - (2) 令和8年4月の総会日程（案）と令和8年度総会開催予定について
  - (3) 令和7年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和8年度世田谷区農業委員会活動指針（案）について
6. 報告事項
  - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について（報告）
  - (2) 特定生産緑地の指定・解除の公示について（報告）
  - (3) 農地保全方針改正（案）について
  - (4) ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催について
  - (5) 「農作業体験塾（春）」の開催について
7. その他
8. 閉会

○事務局 皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、本日まで出席いただく委員の皆様、全員おそろいいただきましたので、ただいまより第31回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo. 1、No. 2となります。第3号議案の資料がNo. 3、No. 4、No. 5となります。協議事項の資料はNo. 6、No. 7、No. 8となります。報告事項の資料はNo. 9、No. 10、No. 11、No. 12、No. 13となります。当日配付資料といたしまして、総会次第につきましては差し替え、総会資料No. 4が差し替え、当日配付資料No. 6、9、10、11、令和8年度花卉・そ菜事業日程（予定）並びに農家基本調査集計表をお配りしております。資料の不足等はないでしょうか。足りない資料につきましては、後程説明時に所管のほうから配らせていただきます。

なお、本日は次第5の協議事項の(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについての協議と次第第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について、(2)特定生産緑地の指定・解除の公示についての報告につきましては、関係人として都市整備政策部都市計画課の職員から説明をさせていただきます。また、報告事項(3)世田谷区農地保全方針改正（案）についてにつきましては、関係人としてみどり33推進担当部公園整備利活用推進課の職員より説明させていただきます。ご承知おきください。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 （会長挨拶）

それでは、議事に入る前に、本日は高橋拓司委員が欠席となっておりますが、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、刈部嘉也委員、井出孝行委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日は特例として、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて及び次第6の報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について並びに(2)の特定生産緑地の指定・解除の公示について、続きまして、次第6の報告事項(3)世田谷区農地保全方針改正（案）についてから始めさせていただきます。

と思います。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ただいま宍戸会長からお話がありましたとおり、本日は次第5の協議事項(1)と次第6の報告事項(1)及び(2)に関しましては、関係人といたしまして都市整備政策部都市計画課の一坪課長と柿澤係長、斎藤主任が、また、次第6の報告事項(3)に関しましては、みどり33推進担当部公園整備利活用推進課の津田課長と渡邊係長が出席しております。つきましては、世田谷区農業委員会総会会議規則第8条の規定による関係人の出席と発言につきまして、議長の許可と委員の皆様のご同意をお願いいたします。

○宍戸会長 事務局から説明があった件について、世田谷区都市計画課職員3名と、公園整備利活用推進課職員2名の発言に同意をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしということでございますので、発言を許可いたします。

それでは、初めに都市計画課より、次第5の協議事項(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについて、説明をお願いいたします。

○一坪課長 ありがとうございます。都市計画課でございます。本日は、生産緑地地区に関しまして協議事項が1件、それと報告事項が2件ございますので、よろしくお願いいたします。

まず、協議事項についてでございます。次第5の(1)生産緑地地区の新規・追加指定の相談を受けた農地の調査・立会いについての依頼でございます。資料No.6をご覧くださいませでしょうか。

生産緑地地区の追加指定に当たりまして、資料の3ページに記載しておりますとおり、都市計画法、生産緑地法等に基づきまして、3ページの流れに従って指定等を行っていく予定でございます。

令和8年度の新規・追加指定の本申請に先立ちまして、生産緑地地区新規・追加指定の相談を所有者より受けている農地の調査・立会いをお願いいたします。調査対象農地につきましては、資料2ページにあります新規・追加予定箇所一覧をご覧ください。一覧表に示しているとおり、8件が調査対象農地となっております。追加面積の合計は約2400㎡、0.24haとなります。資料4ページ以降は指定予定の区域図面となっております。網かけでお示ししている箇所が追加を予定している生産緑地地区の区域となります。

今後の予定といたしましては、先ほどの資料3ページに記載させていただきましたとおり、調査・立会いを3月に行いまして、庁内の検討会を開催いたします。その後、順次都

市計画決定の進め、7月頃の本委員会総会にて都市計画変更の内容についてご説明をする予定としております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 それでは、質問がないようですので、協議事項(1)については、依頼内容のとおり進めることを承認していただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 異議なしということでございますので、承認することといたします。

調査対象地の担当委員の皆様におかれましては、農地の調査・立会いにご協力をお願いいたします。

続きまして、報告事項(1)東京都市計画生産緑地地区の変更について及び(2)の特定生産緑地の指定・解除の公示について、都市計画課から説明をお願いいたします。

○一坪課長 続きまして、6の(1)(2)、併せて一括してご報告をさせていただきます。

まず、6(1)東京都市計画生産緑地地区の変更についてでございます。右上の資料No.9をご覧くださいませでしょうか。ページとしましては、一番後ろの方でございます。資料23ページをご覧ください。

令和7年度の生産緑地地区の変更についてですが、昨年7月の農業委員会総会におきまして意見照会をさせていただき、令和7年11月14日に都市計画変更の告示をいたしました。資料の内容は、7月の総会のとおり同じ内容でございます。概要について簡単に今日はご説明させていただきたいと思っております。

資料2ページをご覧くださいませでしょうか。1、種類及び面積でございます。区内の東京都市計画生産緑地地区は、今年度の都市計画変更によりまして、465件から12件減少しまして453件となります。総面積は80.36haから約2.55haの減となりまして、約77.81haとなります。

次に、変更の内容についてご説明いたします。資料としては3ページになります。第2と書いてあります削除のみを行う位置および区域という表についてでございますが、削除を行う位置や面積等を記載しておりまして、全体としては23件、合計面積は約2万7730㎡

でございます。削除理由としましては、主たる従事者の方がお亡くなりになられたことや、告示日より30年経過したことによる行為制限の解除がなされたもの、また生産緑地法第8条第4項による公共施設の設置によるものでございます。

今回この8条4項の対象となった公共施設は、表の一番上の23番になりますが、桜丘農業公園で面積は0.33haでございます。

次に、追加のみを行う地区でございます。資料としましては4ページになります。第3、追加のみを行う位置および区域の表となります。追加件数は8件、合計面積は約1880㎡でございます。なお、資料6ページ以降には都市計画変更の箇所図や計画図を添付しておりますので、個別の箇所は後程ご覧いただければと思います。

東京都市計画生産緑地地区の変更についての報告は以上になります。

あわせて、次は6の(2)特定生産緑地の指定解除の公示についての報告をさせていただきます。資料No.10になります。特定生産緑地制度は、生産緑地地区の指定、告示から30年を迎える日より前に買い取り申出ができる期限を所有者等の申請により10年延伸する制度でございます。

特定生産緑地に指定されるまでのスケジュールは、資料の5ページをご覧くださいまして、こういった流れのスケジュールになっております。

今回、対象となる生産緑地についてご説明をさせていただきたいと思っております。資料の2ページになりますが、今回、当該生産緑地は、平成7年11月13日に指定告示されたもので、1地区約0.06haでございます。こちらの地区については、農地等利害関係人の同意を得て、令和6年4月に特定生産緑地の指定申請が提出されているところでございます。

本件につきましては、令和7年7月31日の農業委員会総会において、肥培管理についての意見照会をし、その結果、良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められたため、令和7年8月4日の都市計画審議会の意見聴取を経て、令和7年10月3日に特定生産緑地の指定の告示を行い、農地等利害関係人への指定の通知を発送しております。

なお、資料3ページの特定生産緑地の解除に記載しております生産緑地につきましては、特定生産緑地の公示後に相続等が発生し、生産緑地の買取申出がなされたことや、実測等による面積精査等があったため、都市計画上の生産緑地地区の面積の削除を行うとともに、特定生産緑地の解除の公示を行ったものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

報告事項(1)と(2)について、御質問等がございましたらお願いいたします。

○真鍋委員 特定生産緑地の解除とずらっとあるんですが、総面積はどれぐらいなんですか。

○一坪課長 今のご質問は、合計でどれぐらいかということですか。すみません、合計を出しておらず申し訳ございません。

○真鍋委員 直接解除になるわけだから、結構大変だなと。どれぐらい減っちゃうのかなと当然思うわけだし、できれば、こういうものは合計を書いておいてもらえば。

○宍戸会長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がないようですので、報告事項(1)と(2)については報告のとおり承認いたします。

○宍戸会長 続きまして、報告事項(3)世田谷区農地保全方針改正(案)について、公園整備利活用推進課から説明をお願いいたします。

○津田課長 みどり33推進担当部公園整備利活用推進課長の津田です。どうぞよろしくお願ひします。

○渡邊係長 同じく係長の渡邊でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○津田課長 資料No. 11、別途お配りさせていただいていると思うんですが、そちらの資料で説明させていただきたいと思ひます。

報告事項としまして、農地保全方針改正(案)についてというタイトルになってございます。資料が、タイトルとしまして「世田谷区農のみどり保全活用方針(旧名称：世田谷区農地保全方針)の改正(案)についてご報告するものがございます。

資料、こちらのががみ、A4の資料と、お手元に農業振興等拠点進捗図というピンクの図が塗られたものがあると思うんですが、そちらと照らしながら、ご説明させていただきたいと思ひますので、資料をご覧いただければと思ひます。

区では、平成21年10月に世田谷区農地保全方針を策定しまして、これまで取組を進めてきております。今回、農のみどりを将来につながる財産として残すために、令和8年4月を目途に内容の見直しを今進めているところでございますので、そちらの報告でございます。

これまでの取組なんですけれども、ちょっとご紹介させていただきますと、こちらはピンクの図が描かれたものをご覧いただきたいんですが、ピンクが農地保全重点地区を定めたものになっておりまして、農業振興等拠点、ピンクの中にグレーのハッチ、農業振興等

拠点（農業公園）と記載があります。世田谷区の農地保全方針でうたわれたものをかなり概略的にお伝えしますと、農地保全重点地区を定めまして、これまで農家の皆様と一緒に農地の保全に努めてきたというところと、区としましてはグレーのところを農業公園として都市計画決定させていただきまして、やむなく農家さんが手放す場合に、区の方で公有地化をして、農業公園として開設をするという事業を進めてまいりました。簡単に申し上げますと、いわゆる農業公園、農のみどりの保全として、いわゆるグレーのところしか区としては取得できてこなかったということになります。今後、これらを拡大していきたい、拡充していきたいという趣旨でございます。今回、その報告で参っております。

これまでの取組をご説明させていただきますと、こちらはA4書きの中段の上になりますが、まとまった農地等が一团で存在する7地区を農地保全重点地区に指定とございます。こちらのピンクの区域を農地保全重点地区、これまで7地区指定してきております。その中で街づくりの有効性が高い農地を8か所、あらかじめ都市計画公園・緑地に指定させていただきまして、それがグレーのところでございます。これまでは相続等により農地を保全できない場合には、区が取得をしまして、農業振興等拠点の部分については公有地化してきたところでございます。

これまでの成果としましては、令和8年1月現在、8か所のうち、次大夫堀公園、瀬田農業公園、喜多見農業公園、桜丘農業公園が開園済みでございまして、現在、桜上水農業公園、等々力農業公園が暫定活用中でございます。

旧方針の課題としましては、今もお話し申し上げましたけれども、区が取得できる農地につきましては農業振興等拠点、いわゆる農業公園、グレーのハッチの部分のみに限定されてきたというところになります。平成21年当時もいろいろ議論があったのでございますけれども、総合的な検討の中で、この方針としてはそのように策定したという経緯になってございます。

これまでご存じのとおり、平成28年に都市農業振興計画、都市農業振興基本計画、国の閣議決定がありまして、都市における農地につきましては、宅地化すべきものから都市にあるべきものというような方向転換ですとか、生産緑地の指定の下限面積の緩和ですとか、緑地を都市緑地の政策に取り込むような施策があったのでございますけれども、様々な制度の関係、相続ですとか税制の関係で減少してきている部分がございます。

みどり33推進担当部としましては、みどり33の実現に向けてみどりの確保を努めていきたいと考えてございまして、今後、農のみどりを何らかの形で守っていきたいということ

が今回の一つの着眼点でございまして、その見直し、拡充を図るために検討していきたいという内容でございます。

一番下の今回の主な見直しの内容ですが、世田谷区の農業振興計画に基づきまして、一層の農業振興に取り組んでいくということを記載してございます。また、規模の大きい農地保全重点地区では、今後一層農業振興等拠点の拡充を図っていきたいと考えてございます。また、一定の条件を満たす場合、農業振興等拠点以外の農地についても公有地化し、農のみどりとして長期的な保全を図っていきたいと考えているところでございます。

今回の改正は2段階で考えてございまして、裏面をご覧くださいなんですけれども、今後の予定としまして、令和9年度中に世田谷区みどりの基本計画、令和10年度に世田谷区の農業振興計画を改定する予定でございます。いわゆる令和10年から新たなみどりの基本計画が始まることになるんですが、そちらの改定と併せまして、いわゆる農地の活用について、今後、区としては考えていきたいと考えておりまして、今回、この見直しの部分の拡充を図っていくということについて触れさせていただいたということになります。

具体的な条件ですとか内容につきましては、総合的な検討が必要になってまいりますので、財政的な部分ですとか取得の効果も含めて、条件については今後詰めていくということで考えてございまして、今回の改正では、農業振興等拠点の拡充を図るということと、一定条件を満たす場合、公有地化して農のみどりとして長期的な保全を図ることについて検討するということが掲げたということになりますので、そちらの内容について、簡単ですが、ご報告させていただきます。

資料につきましては、別途農のみどり保全活用方針の（案）と旧の農地保全方針をつけておりますので、お時間があるときにご覧いただければと思います。

今後、令和10年度からの改定に向けて条件等を整理していくのでございますけれども、経済産業部都市農業課とも連携しまして、情報共有しながら進めていきたいと思っております。今後、農家の皆様ですとかJAの皆様と意見交換しながら進めていくこともあると思っておりますので、どうぞご協力いただければと思います。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

報告事項(3)について御質問がありましたらお願いいたします。

○高橋（光）委員 地図の件なんですけれども、例えばピンクは農地保全重点地区と書いてありますね。その中で区が取得していく農地はどこでしょうか。

○津田課長 この小さいグレーの部分となります。

○高橋（光）委員 分かりました。

それからもう1点、地区の中に、例えば①だったら0.6haと3か所か2か所か分かりませんけれども、その合計だと思ふんですよ。何件あるのか、何筆。

例えば②の場合だったら、4人の方がやっていると思ふんですよ。だから、そういう解釈でいいですか。

○津田課長 農地との照らしは、今ここは詳細に分からないところがあるんですけども、面積として、あらかじめ都市計画決定をさせていただいて、面積をこちらに表示しているという形になっております。

○高橋（光）委員 何軒の農家がやっているかというのは、ここには出てこないんですか。

○事務局 ここには出てきていないです。

○渡邊係長 もちろん、区としては把握しておりまして、農家さんの同意をいただいた上で都市計画決定をしておるといった状況でございます。

○高橋（光）委員 私、②のところの人間なんですけれども、0.7haで私が知っているのは3か所だと思ふんですよ。でも、3か所で0.7haになるかなと思って。だから、もう1軒あるのかなど。このグレーの部分が上段と下とありますよね。

○津田課長 はい、一団としては2か所の表示になっております。

○高橋（光）委員 左脇に書いていないけれども、1か所あるのではないかなど。

○津田課長 それは確認させていただきます。

○宍戸会長 よろしいでしょうか。

ほかにはございませんか。

○真鍋委員 さっきもちょっと質問しましたけれども、農業委員会の中で買取り請求が出てほぼ買い取れなくて、どんどん生産緑地が減って行って、これでいいのかという議論はいつもあるわけですね。この方針をここに今説明があるように今回の見直しをするというのは非常に必要なことだと思ふんですけども、毎年の減り方から考えて行って、今、令和7年度で今度は8年度が始まる。その次は9年度なんです。9年度に基本計画で、10年度に改定を予定って、まだうんと先じゃないですか。この間でも7年度にこうやって解除になり、8年度にも解除になり、9年度にも解除になりというのは見えているわけなんですけれども、せっかくこういういい考え方を持ったならば、さっき財源の話もされましたが、世田谷区は私はそれなりの基金も持っていると考えているんですが、ちょっと悠長過ぎる

のではないかなという気がしてならないんですが、これをもっと早めようという議論はされなかったんですか。

○津田課長 回答させていただきます。説明がちょっと不足したところがあるんですが、新方針のところに、それ以外のところも検討できるというふうには明記させていただいております。例えば来年度以降発生した場合には、個別に検討するというふうに記載をさせていただいておりますので、個別に調整させていただきたいと考えております。

ただ、今お話があった、スピーディーに今後所管としてはやっていきたいと考えております。皆様よくご存じだと思うんですが、いわゆる相続が発生して相続税を納めなければいけない期間ですとか、そういったことがあって、これまでは区としては、想定する農地等について意思決定がそこからスタートするということになってございましたので、これはこれから検討することです。またアイデアの一つではございますけれども、例えばあらかじめ何らかの形で、この農地については区としては取得していきたいということを決めることができないかとも考えております。

ただ、皆様それぞれ事情もあると思いますので、その辺であらかじめ意思決定ができれば、もう少し早くやり取りもできるかと考えておりますので、そういったことについて、今後、全庁的に議論をして進めていきたいと考えています。考え方としては、そのようなところです。そういったところで、お時間をいただきたい。ただ、今現在では、改定の趣旨としましては、それ以外の部分に出た場合には、庁内で検討するというふうにしておりますので、門戸は少し広がったという状況でございます。

以上でございます。

○井出委員 取得後の活用ということで、4ページに緑化のための花苗の生産農園を作る方針が出ていますんですけども、私は花の生産団体に属しているんですけども、圧迫することはないですか。

○津田課長 我々が想定している生産農園につきましては、いわゆる生産目的ではなくて、あくまで区の中で使うものでございますので……。

○井出委員 区の中で今、結構せたがやそだちが消費されているんですけども、ここで作って配布するということは、農業の私たち団体を圧迫することにならないですかね。

○津田課長 私どもの感覚では、圧迫するほどの規模にはもちろんなりませんし、本当に少しの量になると思います。

○渡邊係長 前回の方針から記載がありますが、要は瀬田農業公園のフラワーランドを念

頭にしたところをごさいますて、そちらの取組みが方針に載っておるところをごさいます。

○津田課長　なので、大々的に地域に配るものを生産するというを想定した記述ではごさいますせん。

○宍戸会長　ほかにごさいますか。よろしいですか。

ほかに質問がないようですので、報告事項(3)について報告のとおり承認いたします。

公園整備利活用推進課の皆さん、御苦労さまでごさいますました。

○一坪課長　度々すみません。都市計画課でごさいます。

先ほどお問合わせがあった特定生産緑地の指定解除の公示面積の合計ですが、資料10の4ページの合計は1万9610㎡になります。1.96haになります。

〔都市計画課職員、公園整備利活用推進課職員　退室〕

○宍戸会長　どうもありがとうございました。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が3件となっております。事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局　それでは、資料の方に戻っていただきまして、資料No.1をご覧下さい。

第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。

受付番号7-4-12。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.2-1をご覧下さい。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号7-5-16。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.2-2をご覧下さい。

受付番号7-5-17。(事務局より、申請内容について説明)

続きまして、資料No.2-3をご覧下さい。

受付番号7-5-18。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長　この件について、ご質問等がございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長　ご質問がないようですので、第2号議案農地法に基づく転用届出等について

の報告は終わります。

次に、(3)第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が3件、特定農地貸付法に基づく承認申請が1件、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査1件についてを審議いたします。

初めに、引き続き農業経営を行っていく旨の証明願3件についてを審議いたします。1件目について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査をされました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料No.3-2をご覧ください。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました長島丈委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○長島委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について、ご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.3-3をご覧ください。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願の審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請1件について審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.4をご覧ください。第3号議案特定農地貸付法に基づく承認申請について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました矢藤茂委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○矢藤委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただいておりますので、承認とさせていただきます。

以上で特定農地貸付法に基づく承認申請の審議は終わります。

続きまして、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査1件について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.5をご覧ください。第3号議案都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査について。(事務局より、申請内容について説明)

○宍戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

○宍戸会長 ありがとうございます。

この件について、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

事業計画を決定することに賛成の方は挙手をよろしくをお願いいたします。

(賛成者挙手)

○宍戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、事業計画を決定することといたします。

以上で都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の変更決定審査についての審議を終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)については、先ほど協議を終えておりますので、(2)の令和8年4月の総会日程(案)と令和8年度総会開催予定について協議いたします。事務局から説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.7、令和8年4月の総会日程(案)と令和8年度総会開催予定について、ご覧ください。

すみません、まず訂正ですが、次回の令和7年度3月24日の曜日が間違っておりまして、資料No.7には金と書いてありますが、正しくは火曜日でございます。

令和8年4月の開催日時につきましては、4月30日木曜日午後4時から、会場は区役所東棟9階第5委員会室での開催を予定しております。

また、令和8年度の総会開催予定1年分につきましても、案としてお示しをしております。併せてご確認をお願いいたします。

以上、ご協議をお願いいたします。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 ご質問がないようですが、総会日程(案)については、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり決定いたします。

次に、(3)令和7年度世田谷区農業委員会活動指針の評価及び令和8年度世田谷区農業委員会活動指針(案)について協議いたします。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 資料No.8-1、令和7年度世田谷区農業委員会活動指針の評価、資料No.8-2、令和8年度世田谷区農業委員会活動指針(案)について、こちらをご覧ください。

本件につきましては、1月の総会で案をお示しし、2月13日までご意見を伺うということにしておりましたが、特にご意見等がございませんでしたので、資料No.8-1、8-2ともに原案どおりに東京都農業会議に報告をさせていただきたいと考えております。いま一度ご確認をいただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○宍戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

○真鍋委員 この資料No.8-1の中に、2ページで農地の面積が72.13haになっていますね。私、前から思うんですよ。資料No.9、今日、話があったんですが、世田谷区内の生産緑地が77.8haとあるんですが、世田谷区内の農地というのは一体どっちを言えばいいんですか、教えてください。

○事務局 こちらの遊休農地解消目標の(A)の管内の農地面積、実は私どもの調査が10a以上ある畑を対象にしております関係で、若干の誤差が出ておりますが、総合トータルでは都市計画課が示した数字が正しいということでございます。

以上でございます。

○真鍋委員 ということは、世田谷区内の農地は今どれだけあるんだと言われたら、80haを切ったけれども、今は77～78haぐらいだよと、これでよろしいですね。分かりました。

○事務局 紛らわしくて申し訳ありません。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにはご意見ございますでしょうか。よろしく願いいたします。

○中塚委員 農業委員会の活動というところで、地域農業の確立であったり、持続可能な未来に向けた農ある地域づくりの推進であったり、いろいろなことが書かれていますけれども、私も初めてここの委員会に入らせていただいて、もちろん当然とは思いますが、農地のいろんな管理についての知識だったり、ノウハウだったり、非常に見識を持っていらっしゃる皆さんが委員をされていらっしゃるなと思っていたんですけども、世田谷区の池尻にあるホームワークヴィレッジでも一部そうした農業というのか、いろんな食物とかを育てているんですけども、地域との連携とかといったときに、そこで今、区民農園と比べると割高なので、利用者の方が多いわけではないんですが、利用している方がいらしたときに、そうした肥料をやるとか、そういう栽培の指導とかをしてくださる方が、地域の農家さんとかで、そういったつながりがあるといいなというようなお話を伺っていたところで、皆さん、区内にたくさんいらっしゃるの、そうした形で結構区の新しい取組とかに、皆さんの見識とかがうまく応援いただけるとありがたいのかなということを考えているんですけど、どうですか。

○事務局 ご意見ありがとうございます。ホームワークヴィレッジが4月にリニューアルしまして、私どもの関連で言いますと、11月の秋の農業祭、花の展覧会が近くの会場でございます。この11月は雨天でございまして、農業者の皆様にも、向かいの建物とはいえ、見学等お声かけしづらいところがありましたけれども、近くでそういった農業のイベントもやっておりますし、今後、産業団体の交流という意味では、農業者の皆様、大変お忙しいんですけども、活用できる研修会場とか、それから飲食店等も入っているようでございますので、まずは知っていただいて、行く行くはご指導等も賜れるような機会があればと思っていますので、まずは秋に見学をしていただければと思っています。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

○井出委員 先ほどの話で10a以下は集計していないみたいなことだったんですけど

も、その戸数というのは分かっているんですか。

○事務局 農家基本調査では、以前から10 a以上の農地面積のあるところを集計対象とさせてもらったというところで今年は282世帯になったんですけれども、10a未満の戸数というのは集計していません。

○井出委員 では、削除されていないということですね。282戸の中には入っていないんですね。

○事務局 面積としても入っておりませんし、戸数としても入っておりません。

○井出委員 10 a以下だって生産緑地に指定できますよね。

○事務局 年々調査をやっている中で、おっしゃるとおり、現状として10 a未満の農地というのは増えてきているところではあるので、集計に入れるべきなのではないかという意見もあるものの、年々同じルールでやってきたものが突然変えてしまうと、数値も一気に変わってしまうというところもあるので、一旦今同じルールで集計を毎年させていただいている次第です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、原案に変更という部分はないので、原案どおりに東京都農業委員会に報告をさせていただきます。

以上でこの件については終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。(1)から(3)につきましては、先に報告いたしましたので、(4)(5)について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No.12をご覧ください。

ふれあい農園「たけのこ掘り」の開催についてのご案内となります。

周知方法につきましては、3月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

続きまして、資料No.13でございます。農作業体験塾(春)の開催についてのご案内となります。周知方法につきましては、こちらは3月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

事務局からの報告は以上となります。

○宍戸会長 この件につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○宍戸会長 質問がないようですので、以上で次第6、報告事項を終了いたします。

次に、次第7、その他について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 1点だけお願いいたします。

今日お配りしております令和8年度花卉・そ菜事業日程(予定)は、先ほど冒頭、宍戸会長からもお話がございましたが、この事業のうちの第138回世田谷区の花展覧会、第54回世田谷区農業祭、この日程が当初のご案内は11月13日から15日になっていましたけれども、正しくは、変更後は11月6日から8日が花展、農業祭が7日、8日の2日間、こちらになりますので、もし皆さん、組合員であるご近隣の方々でまだ11月13日から15日と思われる方がいらっしゃいましたら、ぜひご訂正をお願いできればと思います。

事務局からは以上となります。

○宍戸会長 ありがとうございます。

ほかにはないでしょうか。

○事務局 以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

特にほかにはないようですので、これで農業委員会全日程を終了しましたので、農業委員会を終了といたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を浦野美枝子職務代理にお願いいたします。

○浦野会長職務代理者 (会長職務代理者挨拶)

この議事録は、令和8年2月27日(金)開催の第31回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 宍戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員